

船橋市防災行政無線固定系親局及び固定系子局管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市防災行政無線管理運用規程（平成2年船橋市訓令第7号。以下「訓令」という。）第18条の規定に基づき、防災行政無線固定系親局及び固定系子局の管理運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 遠隔制御装置子機 固定系親局と有線で接続された送信設備で、固定系親局を起動させる機能を有するものをいう。

(2) 固定系 固定系親局から固定系子局及び戸別受信機に通信する系統をいう。

(3) 戸別受信機 固定系親局の通信の相手となる屋内の受信機をいう。

(固定系親局及び固定系子局の設置場所)

第3条 固定系親局及び固定系子局の設置場所は、別表に定めるとおりとする。

(遠隔制御装置子機の設置場所)

第4条 遠隔制御装置子機は、消防指令センターに設置する。

(固定系の運用)

第5条 固定系親局の通報は、固定系子局及び戸別受信機に対して行うものとする。

(固定系による通報等)

第6条 防災主管課において、固定系親局により通報を行う場合は総括責任者の決定を受けるものとする。

第7条 防災主管課に固定系親局による通報の依頼を行う場合は、すみやかに船橋市防災行政無線固定系通報申込書（第1号様式）を防災主管課の管理責任者に提出しなければならない。

2 前項の申込書の提出を受けた防災主管課の管理責任者は、通報の可否について総括責任者の決定を受けるものとする。

(通報の内容)

第8条 固定系による通報の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災及び災害対策に関すること
- (2) 光化学スモッグ情報に関すること
- (3) 定時放送

- (4) 試験放送
- (5) 迷子等に関する事
- (6) 振り込め詐欺に関する事
- (7) 熱中症警戒情報に関する事
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般行政事務に関するもので総括責任者が認めたもの

(非常一斉通報の態勢)

第9条 管理責任者は、非常一斉通報の内容として予想される災害形態について、あらかじめ通報用音源又は原稿を作成するとともに、一斉通報台及び副一斉通報台非常一斉ボタンの所在を明らかにし、迅速かつ的確に通報できる態勢を整えておくものとする。

(定時放送)

第10条 第8条第3号の定時放送は、次に掲げる時間にメロディーチャイムにより行うものとする。

- (1) 4月から9月までの間 毎日12時及び18時
- (2) 10月から3月までの間 毎日12時及び17時

(通信の時間)

第11条 固定系親局から通信する時間は、普通通信にあつては3分以内に行うように努めなければならない。

(整備点検)

第12条 訓令第17条の規定により、次に掲げる整備点検を毎日行うものとする。

- (1) 表示ランプの点検
- (2) 機器の清掃

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる整備点検を毎月行うものとする。

- (1) 空中線の点検
- (2) 同軸接栓の緩み
- (3) マイク接栓の緩み
- (4) 取付金具のネジ類の点検
- (5) 非常用バッテリー液量の点検
- (6) 電源ヒューズの点検

3 前2項に定めるもののほか、周波数偏差、スプリアス発射強度、その他の整備点検を必要回数実施し、無線設備の維持管理に努めるものとする。

(通信取扱責任者異動報告)

第13条 訓令第6条第3項の規定による報告は、通信取扱責任者異動届出書（第2号様式）により報告するものとする。

(備付書類等)

第14条 訓令第13条の規定により備え付け、管理しなければならない業務書類及び処理方法等は、次の表のとおりとする。

備 付 書 類 等	処 理 方 法 等
無 線 局 免 許 状	主たる送信装置のある場所の見やすい場所に掲げておくものとする。
電波法及びこれに基づく命令の収録	防災主管課が保管する。
訓令及びこの要領	防災主管課及び消防指令センターに備えておくものとする。
無線業務日誌兼点検票 (第3号様式)	(1)毎日記入する。ただし、消防指令センターについては、使用した日のみ記入する。 (2)管理責任者及び通信取扱責任者は、点検し押印する。 (3)使用を終わった日から2年間保管しなければならない。
時 計	主たる送信装置のある見やすい場所に掲げておくものとする。
無 線 検 査 簿	防災主管課が保管する。

附 則

この要領は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

別表 固定系親局及び固定系子局の設置場所

固定系親局の設置箇所	設 置 場 所
船橋市役所（市長公室危機管理課）	船橋市湊町 2 丁目 10 番 25 号
再送信子局の設置箇所	設 置 場 所
三咲小学校	船橋市二和東 5 丁目 127 番地
行田東小学校	船橋市行田 2 丁目 4 番 1 号
固定系子局の設置箇所	設 置 場 所
湊町小学校	船橋市湊町 1 丁目 16 番 5 号
船橋小学校	船橋市本町 4 丁目 17 番 20 号
南本町小学校	船橋市栄町 1 丁目 7 番 1 号
宮本小学校	船橋市宮本 7 丁目 10 番 1 号
峰台小学校	船橋市宮本 6 丁目 33 番 1 号
海神小学校	船橋市海神 2 丁目 6 番 5 号
西海神小学校	船橋市海神 5 丁目 19 番 36 号
海神南小学校	船橋市海神町南 1 丁目 1510 番地
葛飾小学校	船橋市印内 1 丁目 2 番 1 号
小栗原小学校	船橋市本中山 3 丁目 16 番 12 号
八栄小学校	船橋市夏見 5 丁目 27 番 1 号
夏見台小学校	船橋市夏見台 2 丁目 12 番 1 号
高根小学校	船橋市高根町 2895 番地
高根東小学校	船橋市新高根 1 丁目 17 番 1 号
三咲小学校	船橋市二和東 5 丁目 39 番 1 号
二和小学校	船橋市二和東 1 丁目 9 番 11 号
八木が谷小学校	船橋市八木が谷 2 丁目 3 番 1 号

八木が谷北小学校	船橋市八木が谷4丁目13番1号
咲が丘小学校	船橋市咲が丘1丁目22番1号
金杉台小学校	船橋市金杉台2丁目1番7号
法典小学校	船橋市藤原5丁目2番1号
法典西小学校	船橋市上山町1丁目111番地5
丸山小学校	船橋市丸山4丁目43番1号
法典東小学校	船橋市丸山5丁目25番1号
塚田小学校	船橋市前貝塚町600番地
行田東小学校	船橋市行田2丁目4番1号
行田西小学校	船橋市行田3丁目4番1号
前原小学校	船橋市前原西2丁目28番1号
二宮小学校	船橋市前原東5丁目9番3号
飯山満小学校	船橋市飯山満町3丁目1394番地3
飯山満南小学校	船橋市飯山満町1丁目954番地4
芝山東小学校	船橋市芝山3丁目19番1号
芝山西小学校	船橋市芝山2丁目4番1号
七林小学校	船橋市七林町115番地13
薬円台小学校	船橋市薬円台4丁目5番1号
薬円台南小学校	船橋市薬円台2丁目18番1号
田喜野井小学校	船橋市田喜野井4丁目33番1号
三山小学校	船橋市三山2丁目42番1号
船橋特別支援学校高根台校舎	船橋市高根台2丁目1番1号
高根台第二小学校	船橋市高根台5丁目2番1号
高根台第三小学校	船橋市高根台1丁目4番1号
高郷小学校	船橋市西習志野1丁目47番1号
習志野台第一小学校	船橋市習志野台2丁目51番1号
習志野台第二小学校	船橋市習志野台5丁目43番1号
古和釜小学校	船橋市松が丘3丁目42番1号
大穴小学校	船橋市大穴南2丁目7番1号
大穴北小学校	船橋市大穴北1丁目7番1号
小室小学校	船橋市小室町899番地
船橋中学校	船橋市夏見2丁目11番1号

湊中学校	船橋市日の出1丁目1番2号
宮本中学校	船橋市東船橋7丁目8番1号
海神中学校	船橋市海神4丁目27番1号
法田中学校	船橋市藤原7丁目46番1号
前原中学校	船橋市中野木2丁目33番1号
芝山中学校	船橋市芝山1丁目40番11号
三田中学校	船橋市田喜野井2丁目24番1号
三山中学校	船橋市三山6丁目26番1号
古和釜中学校	船橋市松が丘3丁目69番1号
坪井中学校	船橋市坪井東1丁目24番1号
大穴中学校	船橋市大穴南3丁目19番2号
豊富中学校	船橋市豊富町12番地
宮本6丁目子どもの広場	船橋市宮本6丁目3番1号
県立船橋二和高等学校	船橋市二和西1丁目3番1号
千葉日本大学第一中・第一高等学校	船橋市習志野台8丁目34番1号
船橋特別支援学校	船橋市金堀町349番地1
西部福祉会館	船橋市藤原3丁目2番15号
若松保育園	船橋市若松2丁目6番3号
千鳥第一保育園	船橋市南本町13番1号
宮本第2保育園	船橋市宮本8丁目9番10号
本中山保育園	船橋市本中山5丁目6番1号
三山保育園	船橋市三山6丁目2番3号
二宮保育園	船橋市前原西6丁目1番12号
緑台2丁目	船橋市緑台2丁目2番1号
小室保育園	船橋市小室町3305番地
杉の子保育園	船橋市新高根3丁目8番1号
しらゆり保育園	船橋市北本町2丁目47番7号
三山つくし保育園	船橋市三山9丁目31番7号
前原保育園	船橋市前原西8丁目23番5号
コスモス保育園	船橋市上山町3丁目512番地
金杉幼稚園	船橋市金杉3丁目6番1号
飯山満幼稚園	船橋市飯山満町3丁目1716番地2

西船児童ホーム	船橋市本郷町 5 5 4 番地
青少年センター	船橋市本町 1 丁目 2 3 番 7 号
西浦下水処理場	船橋市西浦 1 丁目 4 番 6 号
船橋アリーナ	船橋市習志野台 7 丁目 5 番 1 号
宮本ポンプ場	船橋市宮本 2 丁目 1 5 番 5 号
清掃センター	船橋市東町 8 9 6 番地
東図書館	船橋市習志野台 5 丁目 1 番 1 号
中央公民館	船橋市本町 2 丁目 2 番 5 号
西部公民館	船橋市本中山 1 丁目 6 番 6 号
法典公民館	船橋市藤原 7 丁目 3 4 番 1 号
浜町公民館	船橋市浜町 2 丁目 1 番 1 5 号
郷土資料館	船橋市薬円台 4 丁目 2 5 番 1 9 号
二宮第一団地	船橋市二宮 2 丁目 2 番
藤原団地	船橋市藤原 2 丁目 6 番 1 号
地方卸売市場	船橋市市場 1 丁目 8 番 1 号
西船多目的広場	船橋市西船 1 丁目 1 5 3 番 1 1 号
馬込霊園	船橋市馬込町 1 2 1 6 番地
認定外市道	船橋市前原西 1 丁目 5 6 6 番 1 9 号
東消防署	船橋市習志野台 3 丁目 1 8 番 2 3 号
北消防署三咲分署	船橋市三咲 3 丁目 6 番 1 4 号
第 5 分団 1 班器庫	船橋市海神 6 丁目 8 番 1 2 号
第 9 分団 5 班器庫	船橋市高根町 1 4 7 2 番 1 号
第 1 6 分団 1 班器庫	船橋市神保町 1 0 1 番 2 号
第 1 8 分団 3 班器庫	船橋市金堀町 3 9 9 番 4 号
第 1 9 分団 2 班器庫	船橋市古和釜町 4 1 2 番 1 号
第 1 9 分団 3 班器庫	船橋市坪井町 5 3 9 番地
宮本台北公園	船橋市東船橋 3 丁目 3 0 番 1 号
宮本台公園	船橋市東船橋 4 丁目 9 番 1 号
天沼弁天池公園	船橋市本町 7 丁目 1 6 番 1 号
丸山公園	船橋市丸山 2 丁目 2 5 番 1 号
前貝塚北公園	船橋市前貝塚町 3 8 0 番 9 3 号
船橋市運動公園	船橋市夏見台 6 丁目 4 番 1 号

三山北公園	船橋市三山５丁目４３番５号
三山公園	船橋市三山４丁目１０番７号
田喜野井南公園	船橋市田喜野井１丁目１９番１号
田喜野井公園	船橋市田喜野井４丁目１４番１号
八木が谷第３号公園	船橋市みやぎ台２丁目１０番１号
八木が谷北公園	船橋市高野台３丁目２２番１号
大穴２号公園	船橋市三咲８丁目２０番１号
北習志野第６号公園	船橋市習志野台６丁目１０番１号
北習志野第９号公園	船橋市習志野台５丁目１６番１号
金杉桜が丘児童遊園	船橋市金杉７丁目２１番１号
習志野町西児童遊園	船橋市習志野１丁目５番１号
咲が丘緑地公園	船橋市咲が丘３丁目１３番１号
高根木戸第２号公園	船橋市高野台４丁目５番５号
芝山中央公園	船橋市芝山４丁目１３番１０号
芝山児童遊園	船橋市芝山６丁目６１番１号
芝山西公園	船橋市芝山１丁目５番１号
前原公園	船橋市前原東３丁目３３番１号
夏見台北公園	船橋市夏見４丁目２７番１号
小室２号緑地	船橋市小室町２７５０番地
浜町公園	船橋市浜町１丁目４３番１５号
高根台さくら公園	船橋市高根台３丁目２０４番地
山野町児童遊園	船橋市山野町１４２番２号
古作町南公園	船橋市古作町２７街区２番
小栗原西公園	船橋市本中山７丁目１３番１号
南三咲ゲートボール場	船橋市三咲３丁目１７番２５号
若松公園駐車場	船橋市高瀬町３５番２号
船橋東警察署薬円台交番	船橋市薬円台１丁目５番２号
船橋市海浜公園	船橋市潮見町４０番地
三咲分譲住宅	船橋市咲が丘２丁目２２番地
中山競馬場古作第２駐車場	船橋市古作３丁目１５番地
中山競馬場藤原駐車場	船橋市藤原１丁目４番地
緑台船橋グリーンハイツ	船橋市緑台１丁目２番地

羽黒神社	船橋市東中山1丁目6番6号
天満宮	船橋市馬込西2丁目18番10号
本行寺	船橋市旭町2丁目7番55号
小野田町会自治会館	船橋市小野田町682番2号
前原北公園	船橋市前原西4丁目16番地
富士栄自治会館	船橋市高野台1丁目9番43号
京葉ユーティリティー（株）	船橋市高瀬町11番地
藤原桐畑公園	船橋市藤原6丁目24番地
新京成電鉄（株）三咲寮	船橋市三咲2丁目1番1号
久保田鉄工（株）船橋工場	船橋市栄町2丁目16番1号
NTT東日本（株）船橋社員宿舎	船橋市飯山満町2丁目622番1号
イオン（株）高根木戸店	船橋市習志野台1丁目1番5号
（株）辻野	船橋市浜町3丁目2番1号
京葉瓦斯（株）船橋支店	船橋市市場5丁目16番18号
大穴新田市民の森	船橋市大穴北8丁目493番地1
船橋市役所	船橋市湊町2丁目10番25号
朋松苑	船橋市西船2丁目21番12号
西部保健センター	船橋市本郷町457番1号
海神公民館	船橋市海神6丁目3番36号
（株）朝日プリンテック	船橋市日の出2丁目16番5号
（株）マミーマート船橋日大前店	坪井東3丁目6番1号
海松台公園	前原東2丁目22番地
坪井公民館	坪井町1371番地
北本町児童遊園	北本町2丁目647番3号
小室北部	小室町3297番地
小室4号緑地	小室町3113番地
石の山児童遊園	芝山1丁目50番地
県立船橋北高等学校	神保町133番1号
馬込町10号公園	馬込町935番8号
三山新田公園	三山8丁目612番3号
旭町4丁目2号子供の公園	旭町4丁目138番28号
旭町5丁目2号公園	旭町5丁目506番36号

高才川緑地公園	車方町 2 2 7 番 1 号
鈴身町つつじ公園	鈴身町 7 5 4 番 8 号
八木が谷児童ホーム	みやぎ台 1 丁目 7 番 1 号
動物愛護指導センター	潮見町 3 2 番 2 号
東中山 2 丁目 2 号公園	東中山 2 丁目 8 7 番 2 3 号
塚田南小学校	行田 1 丁目 5 0 番 1 号

第 1 号様式

船橋市防災行政無線固定系通報申込書

申 込 者	所 属	氏 名（機関の長）	申込年月日
	TEL		年 月 日
件 名			通報希望日時
			・ 至 急 ・ 年 月 日より
通 報 ソース	☐ 原稿読み ☐ 音声合成（通報原稿を添付すること）		
通 報 先	☐ 全市一斉		
	☐ 2分割一斉（AとBのグループによる一斉）		
	☐ 個別		
	（個別番号を記入して下さい。）		

		総括管理者	管理責任者	通信取扱責任者
処 理 欄	受 付 時 間	年 月 日 時 分	受 付 者	
	送信終了時間	年 月 日 時 分	通信取扱者	
	備考			
通報テープ返却日時		年 月 日 時 分		

(発信者)

(通報相手)

(件 名)

[本 文]

船橋市役所からお知らせします。

(本文のみ2回繰り返す)

以上、ぼうさいふなばし

第 2 号様式

通信取扱責任者異動届出書

年 月 日

総括責任者 様

管理責任者

	無線従事者	資 格	免許証番号・免許年月日	所 属	異 動 年 月 日
新					
旧					
備考					

